

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和8年3月6日(金曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時27分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席) 委員長	小 西 利 一	副委員長	荒 木 将之介
委員	川 齋 仁 宣	委員	竹 下 かなこ
〃	三 上 周 治	〃	岡 崎 亨 一
〃	高 谷 幸 男	〃	剣 持 堅 吾
(欠席)	なし		
(その他出席者)	なし		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同庶務調査係主事	柴 田 美緒子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
秘書室長	丸 野 裕 子		
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二
人口増推進課長	丸 山 幸 司	ふるさと納税推進課長	難 波 昭 彦
総務部長	内 田 和 弘	総務課長	小 川 修
職員課長	坂 田 圭	財政課長	岡 真 里
産管理課長	林 琢 也	契約検査課長	小 川 正 義
税務課長	高 谷 正 樹		
あたたか市民部長	三 宅 伸 明	日本一優しい市役所推進課長	林 直 方
デジタル推進課長	難 波 孝 次	ワンストップ課長	小 野 美千代
ワンストップ課主幹	竹 下 あけみ	日本一優しい市役所推進課主幹	渡 邊 康 広
人権・まちづくり課長	倉 本 伸 一	交通政策課長	藤 原 優
産業部長	西 川 茂	農林課長	中 山 知 輝
消防長	池 上 泰 史	予防課長	廣 惠 敏 孝
予防課主幹	鷺 見 寿 幸		
会計課長	弓 取 克 哉	選挙管理委員会事務局長	河 原 隆
教育部長	江 口 真 弓	教育総務課長	藤 原 直 樹

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和8年3月6日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

総務生活委員会
委員長 小西 利一

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第2号	モーターボート競走の施行について	原案を可決すべきである
議案第3号	総社市まちづくり協議会条例の廃止について	原案を可決すべきである
議案第4号	総社市火災予防条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第5号	総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第22号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第23号	令和7年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案を可決すべきである
議案第24号	令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである
議案第30号	令和8年度総社市国民健康保険特別会計予算	原案を可決すべきである

議案第31号	令和8年度総社市後期高齢者医療特別会計予算	原案を可決すべきである
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を 求めることについて	同意すべきである
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を 求めることについて	同意すべきである
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を 求めることについて	同意すべきである
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を 求めることについて	同意すべきである
同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を 求めることについて	同意すべきである
同意第6号	教育長の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第7号	教育委員会委員の任命に関する同意を求めること について	同意すべきである
意見第1号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求める ことについて	推薦に同意すべきである

開会 午前10時0分

○小西利一委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第2号 モーターボート競走の施行についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第2号 モーターボート競走の施行について御説明を申し上げます。

モーターボート競走につきましては、社会福祉の増進、教育文化の発展、体育の振興と住民福祉の向上のための諸施策に必要な財源を確保するために施行しており、引き続きモーターボート競走を施行しようとするものでございます。

このモーターボート競走の施行に当たりましては、モーターボート競走法第2条第1項の規定によりまして市議会の議決を経ることになっております。総務大臣の指定する期限に合わせまして2年ごとに御提案をし、御議決をいただいておりますが、今回の提案につきましては令和8年4月1日から令和10年3月31日までの施行についてでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第3号 総社市まちづくり協議会条例の廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 議案第3号 総社市まちづくり協議会条例の廃止について御説

明申し上げます。

本議案につきましては、新市まちづくり計画について調査、審議する総社市まちづくり協議会の組織活動が終了したことから、条例を廃止しようとするものでございます。

合併後、地域住民の意見を市政に反映させ、新市における各地域の振興及び発展等を図るため、山手、清音両地域でまちづくり協議会を設置し、それぞれの地域での振興を推進してきました。しかし、平成27年度からは地域づくり協議会が市内全域で設置されるなど、今後の地域振興を推進していく組織体制が確立されたことから、まちづくり協議会の開催状況、要望等の内容を勘案し、各まちづくり協議会で協議した結果、平成29年3月末をもって山手、清音のまちづくり協議会は解散することとなりました。

その一方、まちづくり協議会が調査、審議することとしておりました新市まちづくり計画の計画期間については、平成26年度までの10年間でございましたが、法改正等により2度延長され、計画期間は20年間となり、令和7年3月末をもって終了となりました。まちづくり協議会は、新市まちづくり計画に基づいていたことから、このたび廃止をしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項におきまして本条例の廃止を令和8年4月1日から施行するものとしております。

第2項におきまして、本条例の廃止に伴い、総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1のうち、まちづくり協議会委員の報酬に係る箇所を削除しようとするものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第4号 総社市火災予防条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

予防課長。

○廣惠敏孝予防課長 議案第4号 総社市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、簡易サウナ設備の設置基準を定めるとともに林野火災予防の実効性の向上を図るため、林野火災注意報の創設等、関係条文の整備を行うほか、その他所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容でございますが、改正前後表を御覧ください。

まず、第7条の2につきましては、簡易サウナ設備の設置基準について規定するもので、次に第7条の3につきましてはサウナ設備の名称を簡易サウナ設備と区別するため、一般サウナ設備に変更するものでございます。

続いて、第29条につきましては、火災に関する警報について消防法に規定するものであることを明確化し、当該警報の発令中における火の使用の制限に関して所要の整備を行うものでございます。

次に、第29条の7につきましては、住宅火災予防を推進するための設備に感震ブレーカーを追加するものでございます。

第29条の8につきましては、林野火災に関する注意報について新たに規定するもので、第29条の9につきましては林野火災警報が発令された場合の火の使用制限の対象区域を指定することができるよう規定するものでございます。

次に、第45条につきましては、火災と紛らわしい煙また火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明記するものでございます。

附則の第1項において、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

第2項につきましては、この条例の改正に伴い、総社市火入れに関する条例について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 失礼します。議場でも質疑があったことですので、詳細についてお聞きしたいと思えます。

先日の総務生活委員会の中で報告があった林野火災注意報とか、林野火災警報の新設とリンクしてるところだと思うんですけども、注意報と警報が年間想定でどれぐらい出されるのかというのを先日もお聞きしてるんですけど、改めてお聞かせください。

○小西利一委員長 予防課長。

○廣惠敏孝予防課長 荒木副委員長の御質問にお答えいたします。

どれぐらいの頻度で発令されるかということでもありますけれども、過去5年間を基準に照らし合わせてみましたところ、注意報で40日程度、それから警報のほうは約4日程度の発令になろうかと思えます。

以上です。

○小西利一委員長 荒木副委員長。

○荒木将之介委員 改めてありがとうございます。

頻繁に出るようであれば、なかなかたき火もできないんじゃないかというような懸念があったところではあると思うんですけれども、警報であれば期間中年間4日ほどであるとのことですので、あまり影響がないのかなというふうに感じております。条件があると思いますので、条件に満たったときにはしっかりと警報を出して注意喚起を行っていただけるようお願いいたします。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 失礼します。この部分の第29条の7で、先ほど御説明で感震ブレーカーが入ったということでもありますけども、私も一般質問等で2度ほどこの推進、設置の補助を訴えてまいりましたが、知らない方もおられますので感震ブレーカーというものがどういうものなのか御説明願いたいと思います。

○小西利一委員長 予防課長。

○廣恵敏孝予防課長 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

感震ブレーカーとはどういったものかということですが、地震による揺れを感知しまして自動的に電気の供給を遮断する機器でございます。電気の通電を遮断することで、倒れたヒーターや損傷した配線から電気火災を未然に防ぐための防災機器であります。

以上です。

○小西利一委員長 岡崎委員。

○岡崎亨一委員 御説明ありがとうございました。

そうすると、これは次に掲げる施策の実施に努めるものとするところありますので、感震ブレーカーを設置することを推奨していくというお考えでよろしいでしょうか。

○小西利一委員長 予防課長。

○廣恵敏孝予防課長 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

推奨を続けていくかということですが、震災が発生した場合にはまず命を守っていただくといったことが肝要になろうかと思えます。まずは、家具の固定であったり、それから非常持ち出し袋の準備であったり、そういったことも呼びかけながら感震ブレーカーについても啓発のほうを行っていきたいと考えているところです。

以上です。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第5号 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○河原 隆選挙管理委員会事務局長 議案第5号 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この改正は、本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成単価及び公費負担の限度額を明確化するために関係条文の整備を行おうとするものでございます。この改正は、ポスター1枚当たりの作成単価と公費負担の限度額を変更するものではありません。改正前後表により、条例の改正内容について御説明をいたします。

まず、第4条におきまして、ポスター1枚当たりの作成単価、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示の数を乗じて得た金額に13万4,722円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスターの掲示の数で除して得た金額を超える場合には、当該単価の限度額として1,220円を超える場合には1,220円と金額が明確になるように改めようとするものでございます。

次に、第5条では、公費負担の限度額を単価の限度額から1,220円に同様に改めようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用するものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第22号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

政策調整課長。

○林 啓二政策調整課長 議案第22号 令和7年度総社市一般会計補正予算につきまして御説明いたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380億1,500万円とするものでございます。

主な内容につきまして、本委員会の所管に属するものについて便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の18、19ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等1,170万円の増額につきましては、普通退職者等の退職手当を計上するものでございます。

第3目情報管理費、第13節使用料及び賃借料につきましては、基幹系システムの機器リースにおきましてマイクロソフト買い切り版を予定しておりましたが、通常の事務環境に使用しているMS 365サブスクリプション版との間でアカウント共用が実現したため、不要となった費用を減額するものでございます。第17節備品購入費の835万3,000円の減額につきましては、新庁舎でのネットワーク構築について再利用可能な旧庁舎ネットワーク機器について更新を行わず、再利用を行ったことによるもの及び職員が使用するマイクロソフトオフィスの導入につきまして、執行額の確定により減額するものでございます。

第6目財産管理費、第12節委託料2,419万6,000円の減額につきましては、事業費の確定見込みに伴うものでございます。第24節積立金の減債基金積立金5,630万円は、普通交付税の追加交付から翌年度以降の臨時財政対策債の償還分を積み立てるもので、復興基金積立金122万4,000円は平成30年7月豪雨災害に対する支援金を復興基金へ積み立てるものでございます。

第7目企画費、第12節委託料494万4,000円の減額につきましては、防災用無線Wi-Fiの更新

につきまして事業費の確定に伴い減額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金のうち
そうじゃ商人応援事業補助金、定住促進助成金、空き家利活用移住・定住地域交付金及び空き家利
活用所有者応援金につきましては、執行見込額の確定により減額するものでございます。

また、水道企業会計負担金につきましては、県と11市町村共同発注の衛生画像による広域的漏水
調査推進事業の事業費確定に伴い減額するものでございます。

第9目出張所費、第10節需用費2,549万9,000円の減額につきましては、山手出張所の移転及び清
音出張所1階の修繕料につきまして調整等に不測の日数を要し、年度内の執行が見込めないため減
額するものでございます。第12節委託料314万6,000円の減額につきましては、執行見込額の確定に
伴い減額するものでございます。

第11目交通対策費、第12節委託料のうち設計等委託料189万4,000円の減額につきましては、服部
駅前トイレ設置、設計委託の事業見直しに伴いまして減額するものでございます。電算システム改
修委託料42万9,000円の減額につきましては、総社市新生活交通システムに係るウェブ予約システ
ム導入を見送ることに伴いまして減額するものでございます。第18節負担金、補助及び交付金、地
方バス路線維持費補助金56万1,000円の増額につきましては、燃料価格高騰の影響等に伴いまして
増額するものでございます。

第14目自治振興費1,470万円の減額につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する
コミュニティ助成事業に採択されなかった8件分につきまして減額するものでございます。

第16目諸費につきましては、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における事業
費が確定したことに伴う事務費分の返還金でございます。

同款、第2項徴税費、第2目賦課徴収費2億8,938万5,000円の減額につきましては、昨年9月
30日にふるさと納税の指定取消処分を受けたことに伴い減額するものでございます。

主なものとしたしましては、第7節報償費1億4,930万円の減額は、9月30日以降の寄附に対す
る返礼品の調達及び送料、第11節役務費のうち通信運搬費660万5,000円の減額はワンストップ申請
書における郵券料、手数料9,773万5,000円の減額は寄附額に応じて支払うポータルサイトの利用決
済手数料、12節委託料のうち、ふるさと納税代行委託料540万円の減額はさとふるサイトの利用料
等でございます。

同款、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費91万6,000円の増額につきましては
は、電算システムの改修に伴う増額が主なものでございます。

20、21ページを御覧ください。

同款、第4項選挙費、第5目市議会議員選挙費と第7目参議院議員選挙費につきましては、事業
費の確定に伴う減額でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第3節職員手当等537万6,000円の減
額、第10節需用費のうち消耗品66万1,000円の減額、印刷製本費54万6,000円の減額、第11節役務費
143万2,000円の減額、第12節委託料205万7,000円の減額、第18節負担金、補助及び交付金7,386万

円の減額につきましては、定額減税補足給付金支給事業における事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

第27節繰出金のうち本委員会の所管に属するものは、国民健康保険特別会計繰出金とその下の後期高齢者医療特別会計繰出金でございまして、額の確定により説明欄に記載のとおり、それぞれ減額しようとするものでございます。

続きまして、飛びまして26、27ページを御覧ください。

第13款予備費につきましては、予備費調製でございます。

歳出につきましては以上でございます。

○小西利一委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 続きまして、歳入について、本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税4億3,889万9,000円の増額につきましては、令和7年度普通交付税の再算定により追加交付となったものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、同款、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金、第16款県支出金、第1項県負担金、同款、第2項県補助金、第2目総務費県補助金、16ページ、17ページを御覧いただきまして、同款、第3目委託金、第18款寄附金につきましては額の確定によるものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金のうち本委員会の所管に属するものは、第1目財政調整基金繰入金4億8,690万円の減額で、財源調整によるもの及び第2目減債基金繰入金9,090万円の増額で、臨時財政対策償還費に充当するための繰入金でございます。

第21款諸収入、第2項預金利子、第1目市預金利子につきましては、預金利子の上昇に伴う増額でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち本委員会の所管に属するものは、一般財団法人地方自治総合センターのコミュニティ助成金の額確定による1,470万円の減額、災害支援金、平成30年7月豪雨災害に対する支援金及びその他雑入6万5,000円の減額で予算調製でございます。

第22款市債、第1項市債、第2目総務債1,640万円の減額は、歳出で御説明いたしました清音出張所の修繕料減額に伴う起債の減額でございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち本委員会の所管に属するものは上から3件で、まず第2款総務費、第1項総務管理費の着ぐるみ製作委託業務につきましては、委託業者との協議に不測の日数を要したものの、次に上原地内防犯灯修繕業務につきましては関係機関との調整に不測の日数を要したものの及び第3項戸籍住民基本台帳費の電算システム改修業務につきましては国の補正予算にお

いて決定されたシステム改修業務であり、それぞれ年度内完了が困難となりましたことから、繰越明許の措置を取りまして記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

なお、それぞれの事業の詳細は、予算書の最後に参考資料として記載しております。

続きまして、第4条地方債の補正につきまして御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

第4表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは一番上の庁舎整備事業で、歳入予算補正に伴い市債の借入限度額を減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款、項、目、事業名（大事業）を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 御説明ありがとうございました。

調書で9ページと10ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目出張所費、庁舎管理経費としまして山手出張所と清音出張所、これは調整等により減額されるのも次年度へ繰り越すのも当然やむを得ないと思っておりますが、スケジュール感を山手出張所、清音出張所、どんなふうにお考えなのか、どういうふうな現状なのか、その辺だけをちょっとお教え願いたいと思います。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

山手出張所と清音出張所の改修と修繕につきましては、今年度中に本来は行うべき予定で計上していたものでありますが、地元との話合いの調整であったり、内部の調整であったりで時間を要しましたので今年度が難しくなり、来年度に予算執行したいと思ひまして、今年度の予算のほうは減額させていただいた次第であります。

今後のスケジュールにつきましては、できるだけ令和8年度の早い段階で修繕のほうを実施し、令和8年度内には山手出張所及び清音出張所のほうの改修を完了させていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

三上委員。

○三上周治委員 ちょっと確認させてください。

次のページ、調書の11ページになります。第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費、地域交通対策経費ということで事業見直しをされて減額されてるんですが、委託料、具体的な内容が分かれば教えてください。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 三上委員の御質問にお答えします。

年度当初に服部駅前のほうにトイレ設置ということで設計委託料取っておったところなんですけども、金額を流用いたしまして豪渓駅に仮設トイレを設置いたしました。60万5,400円の流用額でございます。当初2,250万円予算を計上しておりましたので、その差引きの残額を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分については、可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 令和7年度総社市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 議案第23号 令和7年度総社市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金等の確定により歳入予算について補正しようとするものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額につきましては変更はございません。

それでは、歳入について御説明申し上げますので、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金2,464万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金及び産前産後保険税繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、同款、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金2,464万7,000円の増額は、先ほど御説明いたしました一般会計繰入金の減少から財源調整のため基金繰入金を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第24号 令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 議案第24号 令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、保険料収納見込額の増額及び保険基盤安定繰入金の額の確定により補正をしようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,237万8,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明を申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金7,179万8,000円の増額は、保険料の収納見込額及び保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第1款後期高齢者医療保険料、保険料の収納見込みにより9,400万円を増額しようとするものでございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目保険基盤安定繰入金2,220万2,000円の減額は、繰入額の確定によるものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第30号 令和8年度総社市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 議案第30号 令和8年度総社市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、予算書の245ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,000万円と定めようとするものでございます。

それでは、主なものにつきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、258ページ、259ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、国民健康保険事業の運営に係る管理的な経費でございます。主なものとして、第1節報酬は会計年度任用職員4名分の報酬でござ

ざいまして、第2節給料から第4節共済費までは職員9名分の人件費でございます。第10節需用費は、資格確認書などの印刷製本費が主なもので、第11節役務費はこれらの書類等を被保険者に送付する郵券料が主なものでございます。第12節委託料は、制度改正による電算システム改修やレセプトなどの電算処理の委託経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、電算事務処理に係る総社市の基幹システム使用負担金でございます。

同款、同項、第2目連合会負担金は、システムの共同利用や電算処理等に必要の岡山県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

1枚お開きいただきまして、260ページ、261ページを御覧ください。

同款、第2項、徴税费でございますが、国民健康保険税の賦課徴収に要する経費を計上しておりまして、主なものとしまして第1節報酬から第4節共済費までは会計年度任用職員2名の人件費でございます。第10節需用費は納税通知書などの印刷製本費が主なものでございまして、第18節負担金、補助及び交付金は国民健康保険税の滞納整理促進に向けた岡山市町村税整理組合への負担金が主なものでございます。

同款、第3項運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員18名の報酬が主なものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費から1ページお開きいただきまして、262、263ページの第2項高額療養費、第3目高額介護合算療養費までは、被保険者が疾病にかかった際の保険給付について、被保険者数や過去の実績による1人当たり医療費を基に記載のとおり計上しているところでございます。

次に、同款、第5項出産育児諸費及び第6項葬祭諸費につきましては、過去の実績などにに基づき記載のとおり計上しているところでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金は、財政主体であります岡山県に納める総社市分の納付金でございます。第1項医療給付費分から1ページをお開きいただきまして、264、265ページの第4項子ども・子育て支援納付金分まで記載のとおり計上しているところでございます。

次に、第5款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は、保険者に義務づけられている特定健康診査や特定保健事業に係る経費でございます。第1節報酬から第4節共済費は会計年度任用職員1名分の人件費でございます。第12節委託料は、健康診査に係る委託料が主なものでございまして、第19節扶助費につきましては人間ドック費用の助成に係る経費でございます。

同款、第2項保険事業費、第1目保健衛生普及費、第12節委託料は、医療費通知等の作成及び発送に係る岡山県国民健康保険団体連合会への電算処理委託料でございます。

第2目疾病予防費につきましては、第1節報酬から第8節旅費までは会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

1ページをお開きいただきまして、266、267ページでございますが、第12節委託料は特定健診受診対象年齢前の30歳から39歳の方を対象に行う保健指導の委託料でございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の過年度分の還付金等
でございます。第9款予備費は予算調製によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、252、253ページにお戻り願います。

歳入の主なものでございますが、第1款国民健康保険税10億9,324万4,000円につきましては、税
率を前年度から据え置き、被保険者数を1万500人と見込みまして算出した金額を計上いたして
おります。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金、第1節保険給付費等交付金（普
通交付金）は、財政主体の岡山県から被保険者への保険給付に対して交付されるものでござい
まして、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は特定健診、特定保健指導等に要する経費や医療費
適正化対策、国民健康保険税の収納対策などに交付されるものでございます。

254ページ、255ページを御覧ください。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、国の定める制度に
基づき、説明欄に記載のとおり一般会計から繰入れを行うものであります。

同款、第2項基金繰入金は、歳入の財源不足を補うため、国民健康保険事業基金からの繰入れ見
込額を計上いたしております。

第12款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は、国民健康保険税に係る延滞金でございます。

第4項雑入の主なものは、第5目第三者納付金の第三者行為に基づく損害賠償納付金でござい
ます。

予算書の245ページにお戻り願います。

第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めております。

また、第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出の各項間における経費を流用できる場合
について定めているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

すみません、私から。

国保の来年度予算の収入ですけど、収納率はどれくらいを見ておられるのか、実績と比べてど
うなのか。あともう一点、紙の保険証がなくなったんですけど、これに関して何かトラブルとか、そ
ういう市民からの声はなかったですか。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 小西委員長の御質問にお答えいたします。

まず、歳入の国民健康保険税の見込みにおいて検討しました収納率のほうになりますが、収納率
は今までの過去の実績等を勘案しまして、約82.32%の収納率を見込んで国民健康保険税の令和8

年度の歳入の予算のほうを計上いたしております。

また、令和8年1月末時点の収納率でございますが、こちらにつきましては現年度分で81.9%、過年度分で19.55%、合計72.32%でございます。これは1月末時点の数字でございますので、例年またここから2月、3月、収納のほうは増えていく見込みではございますので、現時点ではこのような数字になっております。

また、マイナ保険証のトラブルに関してですけれども、マイナンバーカードの有効期限や電子証明書の有効期限が切れたときに使えなくなるのではないかとといった心配の声をいただくことはよくあります。ですが、そういった電子証明書にいたしましても、マイナンバーカードにいたしましても、その有効期限が切れてから3箇月はこのままマイナ保険証として使えますので御安心くださいというアナウンスをすることは窓口のほうではよくあります。

また、マイナンバーカードに保険証をひもづけをしたくない、保険証がなくなるのではないかとといった御相談もいただくんですけれども、そういった方には資格確認書という保険証に代わるものがございますので、こちらのほうはお申出いただければ交付できますので、いつでも御相談ください、遠慮なく手続をしてくださいという御案内は窓口で行っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 あたたか市民部長。

○三宅伸明あたたか市民部長 先ほど、税の収納率について、小野課長のほうから説明させていただいたんですけれども、83%、84%という数字なんですけれども、これは現年度課税分と滞納繰越分を合わせたの数字になってまして、現年度課税分でいきますと94%台ぐらい収納しております。滞納繰越分が26%、25%ぐらいで推移しておりまして、合わせて83、84%ということになっております。滞納繰越分は岡山市町村税整理組合のほうにお願いしておりまして、滞納繰越分をしっかりと収納するという部分を重点的に、それから現年度課税分については94.5%、95%台になるようにしっかりと収納しておるところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 収納ができてない人、保険料を払ってない人の保険証とか、その人の医療費に関しては100%もらうようになってるんですか。その人は保険が適用できないので、そういう対応をされてるんでしょうか。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 小西委員長の御質問にお答えいたします。

確かに収納率100%ではございませんので、未納の方もいらっしゃいます。ですが、国民健康保険税を未納にしているからといって保険給付が全く受けられなくなるという仕組みにはなっておりませんので、保険給付のほうは引き続き使える状態ではございます。

ただ、あまりにも納付がなかなか難しい方、それから資産があるにもかかわらず納付ができていない方、そういったあまりよろしくないと言ったら変なんですけれども、納めていただきたい方な

どに関しましては一旦10割をお支払いしてください、その後償還払いでお返ししますという制度も設けておりますので、そういった制度をできるだけ使わないにこしたことはないと思いますので、税務課のほうと一緒にしまして滞納者に対しましては引き続き納付していただけることをお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定いたします。

次に、議案第31号 令和8年度総社市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 議案第31号 令和8年度総社市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、予算書の275ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,600万円と定めようとするものでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、284ページ、285ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、事業運営に係る管理経費でございます。第1節報酬から第4節共済費までは職員3名分及び会計年度任用職員1名分の人件費でございます。第11節役務費は、資格確認書や保険料納入通知書の発送に係る郵券料でございます。第12節委託料は制度改正に伴う電算システム改修のための委託料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、電算事務処理に係る総社市の基幹システム使用負担金でございます。

同款、第2項徴収費は、第10節需用費の保険料納入通知書などの印刷製本費と第18節負担金、補助及び交付金の滞納金の徴収を岡山市町村税整理組合に依頼するための負担金が主なものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて後期高齢者医療制度の保険者であります岡山県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、被保険者に係る過年度分の保険料等の還付金でございます。

次に、286ページ、287ページを御覧ください。

第4款予備費につきましては、予算調製によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、282ページ、283ページにお戻り願います。

歳入の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料は、被保険者を1万2,000人と見込み、現年度分保険料と滞納繰越分を合わせまして11億9,513万5,000円を計上いたしております。

第4款繰入金につきましては、人件費等に係る事務費繰入金と基盤安定繰入金を国の定める制度に基づきまして一般会計から繰り入れるものでございます。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金につきましては、過年度分の保険料還付金等が生じた場合の岡山県後期高齢者医療広域連合からの収入でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 御説明ありがとうございました。

ワンストップ課、大変な御苦勞をしておると思っておりますが、予算書の262ページ、歳入についてちょっとお伺いをします。

後期高齢者の保険料、前年の予算額からすれば2億5,400万円余り上がっております。調書では、昨年12月では被保険者が1万1,682人となっておりますが、27%ぐらい上がるとありますが、ちょっと気になるのは保険料が1人当たり年額幾らぐらい上がることになるのでしょうか。それと、じゃあその値上げした分の要因は何なのかというのが分かればお教えてください。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療保険料の歳入予算額が上がっていますが、平均1人年額がどれぐらい上がるのでしょうかという御質問についてですが、こちらのほうは保険料を決めるのは総社市ではなくて岡山県後期高齢者医療広域連合のほうになりますので、保険料自体がどれぐらい上がっているのかというのは、申し訳ないんですけども総社市のほうで算出することはちょっと困難であります。ただ、前年度と今年度の歳入予算額の差額を見ますと、単純に本市の被保険者数の見込み1万2,000人で除してみますと約2万1,000円の増額ということになっておりますので、歳入予算ベースで言えば1人当たり約2万1,000円の増額の賦課が考えられるというふうに推測ができるところでございます。

後期高齢者医療保険料の予算額が増えている理由でございますけれども、こちらは大きく一つ確実に言えますことは来年度、令和8年4月から子ども・子育て支援金が全世代から徴収されることとなりますので、その徴収方法が医療保険の保険料から徴収されるということでありまして、その分が加算されているので負担が増えているということは間違いがないかと思えます。

それから、今回の歳入予算の算定でありますけれども、総社市としましては岡山県後期高齢者医療広域連合から示されました賦課総額の概算試算額を基にしまして、収納率等を掛けまして歳入予算を計上しているんですけれども、この岡山県後期高齢者医療広域連合から示されました賦課総額の概算額が増加しておりますので、後期高齢者医療保険料の歳入予算が増えているという現状になっております。賦課総額につきましては、例年岡山県後期高齢者医療広域連合議会の閉会後に確定額が各市町村に通知されておりますので、その通知をもって本市の後期高齢者医療保険料の収納見込額が確定するものだと思っております。収納見込額のほうが確定しましたら、必要に応じて補正予算を計上したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 すみません、失礼しました。追加でもう一つ、保険料が上がる要因の一つとしましては、診療報酬の改定がございます。令和8年度は、診療報酬のほう約3%上がります。これは20年ぶりぐらいの、最近はこのように3%も上がることはありませんでしたので、かなり大幅な医療費の増加が見込まれることとなりますので、そういったところも勘案しまして岡山県後期高齢者医療広域連合のほうで賦課総額の試算を行っているものだと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 岡崎委員。

○岡崎亨一委員 御説明ありがとうございました。

保険料が上がるについては、岡山県後期高齢者医療広域連合が決めることなので総社市が責めを負うことはありませんから、これだけだからということでその分の割当てが来るだけです。ですけど、先ほど御説明があった子ども・子育て支援金、特に出産一時金の部分ですとか、診療報酬改定3%とか、その辺が大きくなっておりますので、実はここではっきり申し上げますけれども、私もその岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員でありますし、市長もその議員でありますから、実は新聞にも載ってるんですけども、1万8,000円ぐらい上げるというのはちょっと待てという話になっております。ここは徴収だけの特別会計ですから、総社市には責めはありませんのではと思います。連合議会でどうなるか、これから議会も開かれるようでもありますけれども、ちょっとあまりにも値上がり過ぎるかなと、急激なというふうには思っておりますので、以上でございます。

○小西利一委員長 答弁はいい。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 分かりました。

他に質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 失礼します。調書の398ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてです。先ほど、岡崎委員の御答弁の中にもあったんですけども、下の表にある被保険者の数です。1万2,000人というふうにお聞きしたんですけど、令和8年度の見込みが1万2,000人ということによろしいのでしょうか。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 荒木委員の質問にお答えいたします。

令和8年度の被保険者数の見込みが1万2,000人ということでもいいのかということですが、おっしゃるとおり令和8年度の被保険者数の見込みをもう少し、後期高齢者医療の被保険者というのは年々少しずつ、ピークは越えたんですけども、まだ増加傾向でありますので微増の1万2,000人と想定しまして予算のほうは計上させていただいております。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時15分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同意第1号から同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 同意第1号から同意第5号までの5件について御説明を申し上げます。

同意第1号から同意第5号までにつきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

本市の固定資産評価審査委員会について、現在5名の委員の方を選任しておりますが、任期が本年5月11日で満了することから、地方税法第423条第3項の規定により委員を選任するため、市議会の同意を得ようとするものでございます。

まず、同意第1号でございます。総社市小寺にお住まいの秋山伸氏でございます。引き続き選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、27年間税務署、国税局にお勤めの後に、平成6年からは御自身で税理士事務所を開業されまして現在に至っております。固定資産評価審査委員会委員を令和2年5月から務めていただいているところでございます。

次に、同意第2号でございます。岡山市北区芳賀にお住まいの西本憲次氏でございます。引き続き選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、約21年間ハウスメーカーや設計事務所において住宅等の設計、施工、管理に携わってこられました。一級建築士や土地家屋調査士などの資格を取得されており、平成18年12月からは御自身で測量登記事務所を開所されて現在に至っております。固定資産評価審査委員会委員を平成29年5月から務めていただいているところでございます。

次に、同意第3号でございます。総社市清音軽部にお住まいの横浦貴之氏でございます。引き続き選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、平成16年から不動産業に携わられており、宅地建物取引士の資格を取得されております。固定資産評価審査委員会委員を令和5年5月から務めていただいているところでございます。

次に、同意第4号でございます。総社市刑部にお住まいの横田修氏でございます。引き続き選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、昭和57年4月から平成28年3月まで34年間総社市役所にお勤めになられており、そのうち5年間税務行政に携わられております。固定資産評価審査委員会委員を令和2年5月から務めていただいているところでございます。

次に、同意第5号でございます。総社市総社一丁目にお住まいの渡邊康晴氏でございます。引き続き選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、平成5年から不動産業に携わられており、宅地建物取引士の資格を取得されております。固定資産評価審査委員会委員を令和5年5月から務めていただいているところでございます。

いずれの方も固定資産評価等に関しまして御精通な方で適任と考えておりますので、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、同意第1号から同意第5号の5件について一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、これら5件に対する質疑を終結いたします。
これより、同意第1号から同意第5号の5件について一括討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、これら5件に対する討論を終結いたします。
これより、同意第1号から同意第5号の5件について一括採決いたします。
本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、同意第6号 教育長の任命に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

職員課長。

○坂田 圭職員課長 同意第6号 教育長の任命に関する同意を求めることにつきまして提案理由の御説明をいたします。

教育長の任期が令和8年5月11日で満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、市議会の同意を得て教育長を任命しようとするものでございます。

その方につきましては、お配りしております議案に記載ありますとおり、お住まいのほうが生社市原1458、お名前のほうが小原敏彦様、昭和36年10月21日生まれの64歳の方で、新たに任命しようとするものでございます。

御経歴でございますが、東京音楽大学音楽学部音楽学科を御卒業後、平成2年から鴨方町立鴨方中学校の教諭として勤務され、総社市立総社東中学校教頭、浅口市立鴨方中学校校長を歴任された後、令和2年4月から総社市立総社東中学校校長を務められ、令和7年3月に御退職されました。その後、令和7年4月より関西高等学校広報部長補佐を務められ、令和8年3月に御退職される予定でございます。教育行政に精通され、幅広い知識や経験から御意見をいただけるものと考えております。適任と考えますので御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、同意第7号 教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

職員課長。

○坂田 圭職員課長 同意第7号 教育委員会委員の任命に関する同意を求める件につきまして提案理由の説明をいたします。

本市の教育委員会委員のうち1名の任期が令和8年5月11日で満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を得て委員を任命しようとするものでございます。

その方に関しましては、お配りしております議案に記載のとおり総社市三須にお住まいの児島塊太郎氏でありまして、引き続き任命しようとするものでございます。

御経歴でございますが、児島氏におかれましては、昭和42年4月に四国学院大学社会学部社会福祉学科を中退された後、人間国宝藤原啓一門に入門され、藤原恭助先生に指示を仰いだ後、昭和56年2月に総社市三須に釜を築いておられます。昭和59年に総社市文化振興財団理事に就任後は、財団法人大原美術館評議員、広島経済大学特別客員教授、吉備国際大学客員研究員、倉敷芸術科学大学芸術学部教授、財団法人成羽町美術振興財団理事長などを歴任された後、平成26年から倉敷芸術科学大学副学長として御活躍されており、令和2年4月には同大学の名誉教授になられており、令和4年1月から総社市文化振興財団理事長にも就任されております。また、平成30年5月からは本市の教育委員会委員に就任され、本市の教育行政に御尽力いただいているところであります。文化、芸術に精通され、幅広い知識や経験から御意見をいただけるものと思います。適任と考えますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員13名のうち1名の方の任期が令和8年6月30日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の御意見をお伺いし、候補者を推薦しようとするものでございます。

意見第1号に係る候補者は、総社市宿にお住まいの高谷智子氏でございまして、この方を引き続き推薦したいと考えております。

高谷氏におかれましては、昭和55年3月に岡山就実短期大学幼児教育科を御卒業の後、同年4月から社会福祉法人進和福祉会山手保育園に保育士として勤務され、令和2年3月に山手保育園園長としての御勤務を最後に定年退職されておられます。令和7年4月から現在までやまて認定こども園臨時職員保育教諭として勤務されています。また、並行して令和5年7月から人権擁護委員を1期、現在までお務めいただいております。人権相談をはじめ啓発活動にも積極的に取り組んでいただいております。人格識見が高く人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任であると考えます。

提案理由は以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、本件に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、本件に対する討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分